とちぎの学校環境衛生管理

~学校と学校薬剤師の連携による環境衛生検査の実施~



平成30年2月 栃木県教育委員会

まえがき

平成20年1月17日の中央教育審議会の答申を踏まえて、学校保健法の一部改正がなされ、平成21年4月1日から学校保健安全法として施行されたことにより、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である「学校環境衛生基準」を文部科学大臣が定めることとなり、法的位置付けが明確となりました。

その後9年が経過し、児童生徒等の健康の保護に関心が高まる中、より健康的な学習環境の維持が求められており、児童生徒等の保健管理を行う上で、取り巻く環境が変化してきているため、平成30年4月1日付けで「学校環境衛生基準」が改訂される予定となっております。

県教育委員会では、こうした国の動向等も踏まえつつ、児童生徒等の健康に影響を与える学習環境の課題について、学校と学校薬剤師が共通理解を図り、新たな学校環境衛生基準における環境衛生検査や日常的な点検等の適切な実施と連携を推進するために本書を発行しました。

学校における環境衛生管理は、学校が健康的で快適な学習環境を確保するだけでなく、児童生徒等が自主的に自らの健康課題を把握・改善するための資質や能力を培うことにもつながります。本書を活用し、学校環境衛生活動を活性化することにより、児童生徒等の現代的な健康課題の解決を支援するとともに、更なる学校保健の充実が図られるよう期待します。

終わりに、本書の作成にあたり、多大な御協力をいただきました関係者の皆様に 対しまして、心より感謝申し上げます。

平成30年2月

栃木県教育委員会教育長

宇田貞夫

目 次

Ι	学校環境衛生活動	1
	1 学校環境衛生活動の法的根拠	
	2 学校環境衛生活動の進め方	
	3 学校環境衛生活動の内容	
П	学校環境衛生基準	13
Ш	環境衛生検査	25
	教室等の環境	26
	1 換気及び保温等(換気、保温等)	
	2 換気及び保温等(揮発性有機化合物)	
	3 換気及び保温等(ダニ又はダニアレルゲン)	
	4 採光及び照明	
	5 騒音	
	飲料水等の水質及び施設・設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	6 水質(飲料水)	
	7 水質(雑用水)	
	8 施設・設備	
	学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理	62
	9 学校の清潔	
	10 ネズミ、衛生害虫等	
	11 教室等の備品の管理	
	水泳プール	74
	12 水質	
	13 施設・設備の衛生状態	
	* 記録用紙(例)一覧	86
IV.	/ その他関連事項	107
	1 シックハウス症候群・化学物質過敏症	
	2 農薬(適正使用)	
	3 光化学スモッグ・PM2.5	
	4 熱中症	
	5 学校給食衛生管理	
7.	/ 参考・引用資料	139
_		

とちぎの学校環境衛生管理 ~学校と学校薬剤師の連携による環境衛生検査の実施~

平成30年2月 発行

栃木県教育委員会事務局健康福利課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-623-3418 FAX 028-623-3437

本書は、文部科学省の「学校保健総合支援事業」委託事業として、栃木県が実施した健康課題解決支援事業において作成したものです。



